

# 荒川区住まいの防犯対策補助金交付制度

区内の販売店や設備業者を利用して防犯対策品の購入・設置をした場合、費用の一部を補助します。

★費用の2分の1（100円未満は切り捨て）

対象	防犯対策品・住宅設備	上限額
戸建て マンション等 居住者	防犯カメラ	上限20,000円
	録画機能付ドアホン	上限7,000円
	防犯性の高い錠 補助錠 防犯フィルム サムターンカバー ロックカバー センサーライト ダミーカメラ 等	上限5,000円
	【65歳以上対象】 自動録音機能付き電話機 特殊詐欺対策サービス加入費用	
6戸以上の共同住宅 ※店舗・事務所等不可 家主・管理組合等	防犯カメラ ※共用部に設置した場合限る	上限150,000円

申請条件は  
こちら

- その住宅に住民登録があり住んでいる
- 区内のお店で購入している
- 一軒につき年度内1種かつ1回

★申請は生活安全課窓口または郵送にて受付

必要なもの		注意事項	
①	申請者 全員	申請書	ホームページからダウンロード 窓口配布（配布先：生活安全課 各区民事務所 一部販売店）
②		領収書	年度内発行のもの ※提出はコピー可
③		印鑑	認印 ※スタンプ式不可
④		振込先口座	申請者と同一名義の口座番号
⑤	代理人	委任状	申請者からの委任状（申請書裏面）
⑥	借家居住者	同意書	所有者の同意書（申請書裏面）
⑦	共同住宅	写真	共有部へ設置したことがわかる写真の添付

★申請期限は年度内 4月1日から翌年3月31日まで

※年度をまたいでの申請はできません



荒川区 生活安全課生活安全係

☎3802-4652

〒116-0002

荒川区荒川2-25-3 分庁舎2F

